

特記仕様書

(適用及び定義)

- 第1条 本仕様書は、西原町が発注する西原東こども園（仮称）用地土地評価業務委託（以下、「本業務」という。）に適用する。
- 2 本仕様書に明示されていない事項については、用地調査等標準仕様書（令和4年3月 沖縄地区用地対策連絡会発行）に基づき実施しなければならない。

(業務目的)

- 第2条 西原東こども園（仮称）の新園舎整備予定地の正常な取引価格を算定することを目的とする。

(履行場所及び期間)

- 第3条 本業務の履行場所は、沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅地内とする。
- 2 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和6年7月19日までとする。

(図書等の貸与)

- 第4条 発注者は、受注者に対し、本業務に必要な関係図書等を貸与するものとする。

(業務内容)

- 第5条 業務内容は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) 打合せ協議 | 5回／業務 |
| (2) 作業計画の策定 | 1業務 |
| (3) 現地踏査 | 1業務 |
| (4) 地域区分及び標準地選定
(近隣地域の数：1) | 1業務 |
| (5) 標準地価格の算定業務 | 1標準地 |
| (6) 各画地の評価価格算定業務 | 5画地 |

(調査職員)

- 第6条 調査職員は、契約書第2条に規定する、指示、承諾、協議等（以下「指示等」という。）の職務の実施に当たり、その権限を行使するときは、原則として書面により行うものとする。

(主任技術者)

- 第7条 受注者は、本業務における主任技術者を定め、契約締結14日以内に発注者へ通知しなければならない。
- 2 主任技術者は、補償業務管理士（土地評価）の資格を有する者であり、日本語に堪能でなければならない。
- 3 主任技術者は、本業務がすべて完了したときは、各成果物について十分な検証を行わなければならない。

ばならない。

- 4 主任技術者は、次条2項の定めによる照査結果の確認を行わなければならない。
- 5 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の能力を有する技術者とするものとし、受注者は調査職員の承諾を得なければならない。

(照査技術者)

- 第8条 受注者は、本業務における照査技術者を定め、契約締結後14日以内に発注者へ通知しなければならない。
- 2 受注者は、前条第3項に規定する検証が完了した後に、照査技術者による照査を実施しなければならない。
 - 3 照査技術者は、主任技術者と同等の知識及び能力を有する者でなければならない。
 - 4 照査技術者は、照査計画を作成し作業計画書に記載し、照査に関する事項等を定めなければならない。
 - 5 照査技術者は、照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において記名の上、主任技術者に提出するものとする。
 - 6 照査技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の能力を有する技術者とするものとし、受注者は調査職員の承諾を得なければならない。

(業務従事者及び担当技術者)

- 第9条 受注者は、本業務の実施に当たり、業務従事者として十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める業務従事者のうち、担当技術者を定める場合は、契約締結後14日以内に担当技術者通知書により発注者へ通知しなければならない。
 - 3 担当技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

(業務の着手)

- 第10条 受注者は、契約締結後14日以内に本業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは主任技術者が本業務の実施のため調査職員との打ち合わせを行うことをいう。

(提出書類)

- 第11条 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を発注者に遅延なく提出しなければならない。
- 2 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
 - 3 受注者は、請負金額が100万円以上の業務について、契約時又は契約変更時において測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了・訂正の時に、業務実

績情報として「業務カルテ」を作成するものとする。その後、発注者の確認を受けた後、契約締結後10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請をしなければならない。また、登録機関発行の「業務カルテ受領書」が届いた際には、その写しを直ちに発注者に提出しなければならない。

(業務遂行上の遵守基準)

第12条 受注者は、本業務の遂行に当たって、その精度を高めるために最大限の努力を払い、与えられた条件を満足し、業務の目的を十分に達成する優秀な成果品を提出しなければならない。

2 受注者は、本業務に係る一切の機密を厳守し、その成果を他に漏らしたり転用したりしてはならない。また、みだりに地元住民の感情を刺激することのないよう言動に十分注意しなければならない。

(現地踏査)

第13条 受注者は、本業務の着手に先立ち、業務区域の現地踏査等を行い、現地の状況を十分に把握するものとする。

(作業計画の策定)

第14条 受注者は、契約締結後14日以内に、仕様書及び現地踏査の結果等を基に作業計画書を策定し、発注者に提出しなければならない。

2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制(緊急時を含む。)
- (10) 照査計画
- (11) その他

(立入り及び立会い)

第15条 受注者は、測量及び調査等のために権利者が占有する土地等に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地等の権利者の同意を得なければならない。

2 受注者は、土地等の権利者から立入りの同意を得ることができないときは、遅延なく発注者に報告し、その指示を受けなければならない。

(身分証明書の携帯)

第16条 受注者は、発注者から測量及び調査等に従事する者の身分証明証の交付を受け、業務に従事する者に携帯させなければならない。

2 測量及び調査等に従事する者は、権利者から請求があったときは、前項により交付を受けた身分証明証を提示しなければならない。

3 受注者は、本業務が完了したときには、速やかに当該身分証明証を発注者に返納しなければならない。

(検査及び訂正)

第17条 受注者は、調査職員立会いにより、成果品の照会及び書類検査を受けなければならない。

2 受注者は、前項の検査の結果、成果品に不備又は手直しの必要が生じた場合、調査職員の指示に従い受注者の責において訂正しなければならない。

(成果品)

第18条 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

(1) 地域区分及び標準値の選定調書

(2) 標準値価格の算定調書

(3) 取得地比準調書

(4) 現況写真

(5) 電子データ CD-R (成果品についてはCAD、Excelで納品すること)

(6) その他調査職員が指示するもの

(安全性の確保)

第19条 受注者は、本業務の実施に当たって、道路交通法等の関係法規を遵守し、交通状況を十分に把握して技術者は基より、第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。また、万が一、本業務に起因して第三者に危害を与えた場合は、受注者の責任においてこれを解決すること。

(疑義事項)

第20条 本特記仕様書に記載されていない事項及び記載内容に疑義が生じた場合は、その都度協議し、調査職員の指示を受けなければならない。